

別紙 2

点検、測定及び試験の基準

電気工作物の点検、測定及び試験は、原則として次の基準により行うものとする。

1. 点検業務の区分

- (1) 工事期間中の点検：設置又は変更の工事において、工事期間中でないと点検できない箇所を重点的に行う点検をいう。工事施工図面と現場の工事施工状況を十分照合するとともに、技術基準に対する適合状況について点検を行い、施工状況の点検に重点をおく。
- (2) 竣工検査：設置又は変更の工事が完成した場合において、技術基準に基づき施工されているか確認する精密な点検、測定及び試験をいう。
- (3) 月次点検：主として設備を運転した状態で行う点検、測定及び試験をいう。
- (4) 年次点検A：月次点検の点検項目に加え、施設の運転を停止して絶縁抵抗測定などを行う点検、測定及び試験をいう。
- (5) 年次点検A新方式：設備を運転した状態で行う年次点検Aの新方式をいう。
- (6) 年次点検B：年次点検Aの点検項目に加え施設の運転を停止して継電器動作試験などを行う精密な点検、測定及び試験をいう。
- (7) 臨時点検：異常が発生した場合、発生する恐れがある場合の原因探究等をいう。

2. 点検の実施回数

- (1) 工事期間中の点検
工事期間中は毎週1回以上行うものとする。
- (2) 竣工検査
工事完成後実施するものとする。
- (3) 月次点検・年次点検
「経済産業省告示第249号」に基づき行い、このうち1年に1回以上は年次点検を行うものとする。ただし、高圧一括受電するマンションの住居部分については、「一般用電気工作物の定期調査の方法に関する基本的な要件及び標準的な調査項目について」（平成15・12・19原院第12号）に基づき、4年に1回以上行うものとする。
 - ① 年次点検Aは、3年に2回行うものとする。
 - ② 年次点検A新方式は、3年に2回行うものとする。
 - ③ 年次点検Bは、3年に1回行うものとする。※ 年次点検Bを実施した翌年度から起算して3年以内に、次回年次点検Bを行うものとする。
- (4) 臨時点検
必要の都度実施するものとする。

3. 点検の方法

- (1) 外部点検とは、次に掲げる項目について運転中の施設を肉眼又は双眼鏡によるほか、異音、異臭及び温度測定等により点検することをいう。
 - ① 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
 - ② 電線と他物との離隔距離の適否
 - ③ 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
 - ④ 接地線等の保安装置の取付け状態
- (2) 外部精密点検とは、施設の運転を停止して、上記点検のほか、手指を接触させて点検することをいう。

4. 工事、維持及び運用に関する点検、測定及び試験項目

(1) 工事に関する点検、測定及び試験項目

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	工事期間中の 点検	竣工検査
受 電 設 備 (二 次 受 電 設 備 を 含 む)	区分開閉器（地絡継電器を含む）、引込線等 電線、支持物及びケーブル	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○ ※1
		継電器動作特性試験		○
		継電器との連動動作試験		○
	遮断器、開閉器	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○ ※1
		継電器との連動動作試験		○
	断路器、電力用ヒューズ、避雷器、計器用変成器、母線、 電力用コンデンサ、リアクトル、 その他高圧機器	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○ ※1
	変圧器	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○ ※1
		漏えい電流測定		○
	受電盤、配電盤、制御回路、 継電器	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		電圧・電流測定		○
		絶縁抵抗測定		○ ※6
継電器動作特性試験			○	
受電設備の建物・室、キュー ビクルの外箱	外部点検		○	
	外部精密点検	○	○	
接地装置（接地線、保護管等）	外部点検		○	
	外部精密点検	○	○	
	接地抵抗測定		○	
配電設備	開閉器、遮断器、変圧器、電 線、支持物、接地装置（接地 線、保護管等）、その他機器	受電設備に準ずる	同左	同左

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	工事期間中の 点検	竣工検査
電気使用場所の設備	電動機、電熱器、電気溶接機、 照明装置、配線及び配線器具、 その他機器類、接地装置（接 地線、保護管等）	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		接地抵抗測定		○
発電設備（非常用予備発電設備を含む）	原動機、風車及び始動・付属 装置	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		始動・停止試験		○
	発電機、太陽電池発電設備、 燃料電池発電設備等及び励磁 装置、接地装置（接地線、保 護管等）、継電器など	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		発電電圧・周波数等測定		○
		絶縁抵抗測定		○
		接地抵抗測定		○
		継電器動作特性試験		○
		継電器との連動動作試験		○
予備蓄電池設備	蓄電池	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		液量点検		○
		電圧・比重・液温測定		○
	充電装置	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		接地抵抗測定		○

※ 1 絶縁抵抗測定には絶縁耐力試験を含む。

※ 6 制御回路については測定を省略することがある。

(2) 維持、運用に関する点検、測定及び試験項目

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	月次 点検	年次 点検A	年次 点検B	臨時 点検
受 電 設 備 (二 次 受 電 設 備 を 含 む)	区分開閉器（地絡継電器を含む）、引込線等 電線、支持物及びケーブル	外部点検	○	○	○	必 要 な 項 目
		外部精密点検		○ ※2	○	
		絶縁抵抗測定		○ ※3	○	
		継電器動作特性試験			○	
		継電器との連動動作試験			○	
	遮断器、開閉器	外部点検	○	○	○	
		外部精密点検		○ ※2	○	
		絶縁抵抗測定		○ ※3	○	
		継電器との連動動作試験			○	
	断路器、電力用ヒューズ、避雷器、計器用変成器、母線、電力用コンデンサ、リアクトル、その他高圧機器	外部点検	○	○	○	
		外部精密点検		○ ※2	○	
		絶縁抵抗測定		○ ※3	○	
	変圧器	外部点検	○	○	○	
		外部精密点検		○ ※2	○	
		絶縁抵抗測定		○ ※3	○	
		漏えい電流測定	○	○	○	
	受電盤、配電盤、制御回路、 継電器	外部点検	○	○	○	
		外部精密点検		○ ※2	○	
		電圧・電流測定	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○ ※3・6	○ ※6	
継電器動作特性試験				○		
受電設備の建物・室、キュービクルの外箱	外部点検	○	○	○		
	外部精密点検		○ ※2	○		
接地装置（接地線、保護管等）	外部点検	○	○	○		
	外部精密点検		○ ※2	○		
	接地抵抗測定		○ ※4	○		
配電設備	開閉器、遮断器、変圧器、電線、支持物、接地装置（接地線、保護管等）、その他機器	受電設備に準ずる	同左	同左	同左	

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	月次 点検	年次 点検 A	年次 点検 B	臨時 点検
電気使用場所の設備	電動機、電熱器、電気溶接機、照明装置、配線及び配線器具、その他機器類、接地装置（接地線、保護管等）	外部点検	○	○	○	必 要 な 項 目
		外部精密点検		○ ※2	○	
		絶縁抵抗測定		○ ※3	○	
		接地抵抗測定		○ ※4	○	
発電設備（非常用予備発電設備を含む）	原動機、風車及び始動・付属装置	外部点検	○	○	○	
		外部精密点検		○	○	
		始動・停止試験	○ ※5	○ ※5	○ ※5	
	発電機、太陽電池発電設備、燃料電池発電設備等及び励磁装置、接地装置（接地線、保護管等）、継電器など	外部点検	○	○	○	
		外部精密点検		○	○	
		発電電圧・周波数等測定	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	○	
接地抵抗測定		○ ※4	○			
継電器動作特性試験			○			
継電器との連動動作試験			○			
予備蓄電池設備	蓄電池	外部点検	○	○	○	
		外部精密点検		○	○	
		液量点検	○	○	○	
		電圧・比重・液温測定		○	○	
	充電装置	外部点検	○	○	○	
		外部精密点検		○	○	
		絶縁抵抗測定		○ ※3	○	
		接地抵抗測定		○ ※4	○	

※2 年次点検A新方式の場合は除く。

※3 年次点検A新方式の場合、高圧電路は部分放電探知器で実施し、低圧電路は絶縁監視装置の監視記録の確認又は活線メガー等で実施する。

※4 過去の実績により、規定値を上回らない（前回の測定値が規定値の75%以下であること。）と判断される場合は、保安協会と協議して測定を延長（最長2年）することがある。

※5 風力発電設備は除く。

※6 制御回路については測定を省略することがある。

5. 点検又は試験等の一部を実施しない項目

1. 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備。
2. 消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等。
3. 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械。
4. 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器。（医療用機器、オートメーション化された工作機械群等）
5. 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器。（密閉型防爆構造機器等）
6. 立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）に設置する自家用電気工作物。
7. 情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）に設置する自家用電気工作物。
8. 衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）に設置する自家用電気工作物。
9. 機密管理のため立入制限される場所（独居房等）に設置する自家用電気工作物。
10. 立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）に設置する自家用電気工作物。
11. 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物。
12. 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物。
13. 住居者から入室許可をいただけない住居内の電気設備。